

2020年7月13日



各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 取締役代表執行役社長兼 CEO 竹内 康雄
(コード：7733、東証第1部)
問合せ先 IR 部門 バイブレンダント 櫻井 隆明
(TEL. 03-3340-2111代)

当社子会社に対する訴訟の裁定に関するお知らせ

2018年8月7日付け「当社子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」及び2018年8月30日付け「当社子会社への判決に対する控訴の提起に関するお知らせ」でお知らせしているとおり、当社の中国現地法人であるOlympus (Shenzhen) Industrial Ltd. (以下「OSZ」といいます)は、深圳市安平泰投資发展有限公司(以下「安平泰」といいます)から提起された訴訟の第一審判決に対して、控訴しておりました。2020年7月1日、広東省高級人民法院において控訴審の裁定があり、同年7月9日、同裁定書がOSZ訴訟代理人に送達されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 裁定のあった裁判所及び日付

広東省高級人民法院
2020年7月1日

2. 訴訟の経緯

中華人民共和国広東省深圳市内に所在するOSZは、2011年頃より、安平泰に対して、食堂運営や警備業務等を委託しておりましたが、2014年に、深圳税関当局との間で発生した税務問題を解決するために安平泰をコンサルタントとして起用しました。なお、この税務問題をめぐる安平泰の起用経緯等については、2016年6月27日付け「当社及び当社子会社に関する一部報道について」でお知らせしたとおりです。

上記税務問題が解決し、OSZは、安平泰に対して業務委託契約に基づいて2,400万元(約4億円相当)を支払ったほか、OSZの従業員寮2棟を安平泰に貸与していました。

その後、安平泰は、コンサルタント業務の対価として、OSZには、上記従業員寮2棟を安平泰に譲渡する義務があるにもかかわらず、その義務を果たしていないと主張し、OSZとの間の2013年10月16日付け覚書なるものに基づいて、2016年12月23日付けで、OSZに対して、損害賠償等として総額2億7,490万5,271.36人民元(同日付け為替レートによれば約46億4,300万円相当)の支払を求める訴訟を深圳市中級人民法院に提起しました。

これに対して、OSZは、安平泰が請求の根拠としている上記覚書の真正性を争うなど、安平泰の主張を全面的に争うとともに、2017年3月17日付けで、安平泰に対し、上記従業員寮2棟の明渡し及び使用料等として442万4,760.45人民元(同日付け為替レートによれば約7,200万円相当)の支払を求める反訴を提起しました。

上記訴訟については、2018年7月30日、深圳市中級人民法院において、OSZが安平泰に対し、損害賠償として、30,774,390米ドル及びその遅延損害金等を支払うよう命じること、並びに安平泰に対し、OSZによる金銭支払と引き換えに、従業員寮2棟をOSZに引き渡すことを命じる第一審判決がありました。

OSZは、上記判決を不服として、2018年8月17日、広東省高級人民法院に控訴を提起しました。

3. 裁定の内容

2020年7月1日、広東省高級人民法院は、安平泰側が請求の根拠とする上記覚書等の有効性などの基本的な事実関係が不明確であるなどとして、OSZに損害賠償金等の支払を命じた第一審判決を取り消し、本案の審理を深圳市中級人民法院に差し戻す裁定を下しました。

4. 今後の対応等

OSZとしては、差し戻し審においても、安平泰が請求の根拠としている上記覚書の真正性を争うなどして、引き続き、OSZの正当性を主張してまいります。

なお、当社は、第一審判決を受け、既に2019年3月期第1四半期の連結決算において、損害賠償及び遅延損害金等に対する引当として、その他の費用に34億5,700万円を計上しております。当該費用については、現在、裁定内容を精査して取扱いを検討しており、今後、開示すべき事象が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上